

厚木市立老人憩の家条例の一部改正の骨子

1 目的

老人憩の家は、従来、60歳以上の高齢者の方が利用する施設として設置してきましたが、平成20年に条例を改正し、高齢者だけでなく、誰でも利用できる施設となりました。

しかしながら、施設の名称については、従来の「老人憩の家」のまま、今まで運営がされています。

そこで、今般、施設の名称を実際の利用対象者と一致させ、年齢を問わず利用できる施設であることを明確にするため、老人憩の家条例における名称等を改正するものです。

2 主な改正点

(1) 施設名称

これまでの施設名称である「老人憩の家」を「いこいの家」に改正します。

(2) 設置目的

施設の利用対象者を明確にするため、設置目的の一部を改正します。

3 改正（施設名称変更）についての考え方

施設の名称を実際の利用対象者と一致させることにより、誰でも利用できる施設であるということを明確にします。

また、これまで長年にわたり親しまれてきた「老人憩の家」という名称の一部を継承しつつ、名称変更による混乱等を最小限にとどめることも考慮し、新たな名称を「いこいの家」とするものです。

年齢を問わず利用できる開かれた施設としての認知を広げ、様々な世代による相互交流を促進します。

4 厚木市立老人憩の家条例の一部改正

項目	改正前	改正後
条例の名称について	厚木市立老人憩の家条例	厚木市立いこいの家条例
設置目的について	・老人の教養の向上と心身の健康増進を図るほか、地域住民の相互交流を促進する。	・地域住民の教養の向上と心身の健康増進を図るとともに、相互交流を促進する。
施設の名称について	厚木市立老人憩の家	厚木市立いこいの家

5 施行期日

令和9年4月1日（予定）

厚木市立老人憩の家条例の一部改正の骨子に対するパブリックコメント手続実施要領

1 目的

施設の名称を実際の利用対象者と一致させ、年齢を問わず誰もが利用できる施設であることを明確にするため、厚木市立老人憩の家条例の一部を改正するものです。

つきましては、厚木市立老人憩の家条例の一部改正の骨子について、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

厚木市立老人憩の家条例の一部改正の骨子

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（5月15日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（5月14日から）
- (3) 厚木市LINE公式アカウントによる発信

4 骨子の閲覧及び配布

次に掲げる場所等で5月15日から6月15日まで閲覧を行います。

なお、資料の配布を希望する場合は福祉総合支援課（電話 046-225-2220）に連絡してください。

- (1) 市役所第二庁舎1階 福祉総合支援課
- (2) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 保健福祉センター
- (6) 中央図書館
- (7) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (8) 市ホームページ



《市ホームページ閲覧ページ》

5 意見等提出期間

令和8年5月15日（金）から6月15日（月）まで

※ 郵送の場合は、6月15日の必着とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

次の方法により提出してください。

- (1) 電子申請システム（e-kanagawa）により提出する。



《電子申請システム（申し込みフォーム）》

- (2) 市公式LINEにより提出する。



《市公式LINE》

- (3) 意見提出用紙を持参する。

ア 市役所第二庁舎1階 福祉総合支援課の窓口へ直接提出

イ 市役所本庁舎3階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱
に投函

ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

- (ア) 市役所本庁舎1階
- (イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (ロ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (エ) 保健福祉センター
- (オ) 中央図書館
- (カ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）

- (4) 意見提出用紙を郵送する。

郵送先 〒243-8511

厚木市市民福祉部福祉総合支援課福祉サービス係宛て

- (5) 意見提出用紙をファックスで送信する。

ファックス番号 046-221-2205

(6) 意見提出用紙を電子メールで送信する。

メールアドレス 1900@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名「厚木市立老人憩の家条例改正骨子パブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、厚木市立老人憩の家条例の一部改正に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表します。

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。

(3) 提出された意見等の中で、「6 意見等提出資格」、「7 意見等提出方法」等に不備等があった意見については、パブリックコメント手続の対象外といたしますが、原則意見の公表を行います。